

2020年度

「農業委員会総会」及び「農用地除外地申請」について

***** 「農業委員会総会」開催予定月 *****

農地の転用には、「農地法」の定めにより事前の許可が必要になります。

登記地目が農地であれば、耕作の有無に関わらず必要となります。

なお、農地法に係る審査（所有権移転、転用等）をする「農業委員会総会」について、2020年度は下記のとおり開催の予定をしています。

申請受付締切日	総会開催予定日
2020年 5月 11日(月)	6月 5日(金)
6月 10日(水)	7月 3日(金)
7月 10日(金)	8月 4日(火)
8月 7日(金)	9月 3日(木)
9月 8日(火)	10月 5日(月)
10月 9日(金)	11月 4日(水)
2021年 1月 8日(金)	2月 3日(水)
2月 8日(月)	3月 3日(水)
3月 9日(火)	4月 2日(金)

※総会開催予定日は、今後変更もあり得ますので、ご了承下さい。

※期日に余裕をもって、全ての書類を整えた上で農業委員の確認を受け、締切日までに提出して下さい。

※「農地法第3条」の場合は、法第3条第2項「耕作要件」の確認

※「農地法第4条」及び「第5条」の場合は、「農用地」・「転用」・「計画面積の妥当性」
・「代替性(他の土地での検討)」・「資力及び信用」の確認

***** 農用地の確認 *****

七宗町は、農業振興を目的として「七宗農業振興地域」を指定しています。

「七宗農業振興地域」内には、土地改良をした優良農地などを「農用地」として指定し有効利用と保全を図っています。

この農地は、基本的に農地以外に供することができません。

もし、転用する事由が発生した場合には、農地転用の前に「農用地除外地申請」に基づく「除外許可」が必要になります。

なお、2020年度の「農用地除外地申請」の受付は下記のとおりです。

2020年 4月 1日(水)～6月 30日(火)

「農用地除外地申請」は、毎年1回。決定に要する期間は、概ね6ヶ月から8ヶ月程度必要です。「農地法」、「農用地」等に関する申請や不明な事柄につきましては、各地区の農業委員さんか農業委員会事務局までお尋ねください。

問い合わせ 七宗町農業委員会事務局

電話0574-48-1101 (直通)

FAX0574-48-2239